

## 自治基本条例と住民投票



2019年6月10日FBページに投稿

添付の写真は、安里長従さんが6月6日のFB投稿で紹介してくださった、市役所ホームページにある石垣市自治基本条例の逐条解説から、「住民投票の請求及び発議」の部分をコピーしたものです。これを見ながら、安里さんの論点を、おさらいしてみましょう。

逐条解説は、2016年3月の自治基本条例改正の前に書かれたものなので、第27条という条番号は、現行条例では第28条となり、ひとつずれています。しかし、条文の中身は、改正の前も後も、全く変わっていませんから、解説の内容は、今日でもそのまま、市の見解として有効なものです。

### （住民投票の請求及び発議）

第27条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。

2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。

4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。

### 【解説】

住民投票に関する住民からの請求手続き、議員及び市長の発議について定めたものです。

第1項は、本市に選挙権のある者（有権者）が、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づくものの1つとして、「〇〇の住民投票条例」の制定について請求できることを定めています。

市民はその代表者が市から認定を受け、1か月以内に市内の有権者の4分の1の連署を集め、市長に提出します。

請求を受けた市長は、先ず選挙管理委員会により連署内容の有効無効の審査を経て、有効の場合、議会に付議するとともに、付議するにあたって意見を付することができます。

第2項は、地方自治法第112条に基づく、市議会議員の議案提出権について述べたもので、市議会議員自らによる、住民投票条例の市議会への提出を定めています。

第3項は、市長自らが、市民生活に関わる極めて重要な事案について、必要であると判断した場合の、住民投票条例の議会への提出を定めています。

第4項は、第1項の規定による市民からの請求を拒むことができず、その請求があった場合は、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならないことを定めています。

自治基本条例第28条（旧第27条）の第1項は、  
「市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の

4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。」

と述べています。

この第1項について、逐条解説は、地方自治法第74条（住民の条例制定改廃請求権）に基づく住民投票条例の制定請求で、1カ月以内に市内有権者の4分の1以上の署名を集め、市長に提出する方法を説明しています。市長は、選管の審査で署名の有効性が確認されれば、その請求を、必要なら意見を付けて、議会に付議します。

これは、昨年11月に、石垣市住民投票を求める会のみなさんが、請求署名を集めるときに採用した方法そのものです。ということは、あの署名は、市の逐条解説が公認する自治基本条例の手続きに沿って集められたわけです。

その結果、選管の審査で確定した有効署名数が有権者数の3分の1をも超える1万4263筆だったのですから、第1項が定める「4分の1以上」の要件が満たされ、「第1項の規定による請求」がなされたことは、明らかです。

そこで、第4項の、

「市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続きを経て、住民投票を実施しなければならない。」

が生きてきます。逐条解説は、その意味を、「第1項の規定による市民からの請求を拒むことはできない」と、明確に説明しています。

『所定の手続き』が定められていないから実施できない」という意見もあるようですが、もしもその意見を通すのであれば、「所定の手続き」を定めない行政の不作为によって、自治基本条例が保証した市民の権利を不当に奪うことへの責任が問われます。

そうではなく、「所定の手続き」とは、請求を付議された市議会が住民投票条例を確定すること、と解釈するならば、その通りにすれば良いことです。

ただし、議会が、請求代表者による条例案に必要な改良や修正を加えることはありえますが、否決して住民投票の実施を妨げることは、自治基本条例上許されません。

なぜなら、「第1項の規定による市民からの請求を拒むことはできない」義務は、市長も市議会も等しく負っているのですから。

安里長従さんのFB投稿は、

[https://m.facebook.com/story.php?story\\_fbid=1730819540396248&id=100004046577174](https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=1730819540396248&id=100004046577174)

また、石垣市の自治基本条例逐条解説は、

[http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/shiminhokenbu/shiminseikatsu/pdf/jichi\\_kihon.pdf](http://www.city.ishigaki.okinawa.jp/home/shiminhokenbu/shiminseikatsu/pdf/jichi_kihon.pdf)

にあります。